

議第 87 号

三島市道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例案

三島市道路標識の寸法を定める条例（平成25年三島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1案内標識及び警戒標識中

「

(116の2)	(116の3)	(116の4)
---------	---------	---------

を

」

「

(116の4)	(116の5)	(116の6)
---------	---------	---------

に、

」

「

(117の2-A)	(118の3-A)
-----------	-----------

を

」

「

(117の3-A)	(118の4-A)
-----------	-----------

に、

」

「

(118の3-B)	(118の4-A)	(118の4-B)
-----------	-----------	-----------

を

」

「

(118の4-B)	(118の5-A)	(118の5-B)
-----------	-----------	-----------

に、

」

「

- (3) 「駐車場（117-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-

A)」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-B)」及び「まわり道(120-A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、(1)の図示の寸法(2)により図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に拡大することができる。

- (4) 「登坂車線(117の2-A)」、「道路の通称名(119-A)」、「道路の通称名(119-B)」及び「道路の通称名(119-C)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、(1)の図示の寸法の1.5倍又は2倍に拡大することができる。

を
「

- (3) 「駐車場(117-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の4-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の4-B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の5-A)」、「高さ限度緩和指定道路(118の5-B)」及び「まわり道(120-A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、(1)の図示の寸法(2)により図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に拡大することができる。

- (4) 「登坂車線(117の3-A)」、「道路の通称名(119-A)」、「道路の通称名(119-B)」及び「道路の通称名(119-C)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、(1)の図示の寸法の1.5倍又は2倍に拡大することができる。

に、
「

- (6) 案内標識のうち、「入口の方向(103-A)」、「入口の方向(103-B)」、「入口の予告(104)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」、「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」、「著名地点(114-B)」、「非常電話(116の2)」、「待避所(116の3)」、「非常駐車帯(116の4)」、「駐車場(117-A)」、「登坂車線(117の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A)」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-B)」、「道路の通称名(119-A)」、「道路の通称名(119-B)」、「道路の通称名(119-C)」、「まわり道(120-A)」及び「まわり道(120-B)」を表示するもの

以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その100分の65の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に拡大することができる。

を
「

(6) 案内標識のうち、「入口の方向（103—A）」、「入口の方向（103—B）」、「入口の予告（104）」、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」、「著名地点（114—B）」、「非常電話（116の4）」、「待避所（116の5）」、「非常駐車帯（116の6）」、「駐車場（117—A）」、「登坂車線（117の3—A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の4—A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の4—B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の5—A）」、「高さ限度緩和指定道路（118の5—B）」、「道路の通称名（119—A）」、「道路の通称名（119—B）」、「道路の通称名（119—C）」、「まわり道（120—A）」及び「まわり道（120—B）」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その100分の65の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に拡大することができる。

に、

「

(ア) 縁は、「待避所（116の3）」、「駐車場（117—A）」及び「まわり道（120—B）」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路（118の3—A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3—B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4—A）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4—B）」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線（117の2—A）」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名（119—A）」、「道路の通称名（119—B）」及び「道路の通称名（119—C）」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

「

(ア) 縁は、「待避所（116の5）」、「駐車場（117—A）」及び「まわり道（120—B）」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指

定道路（118の4-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の4-B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の5-A）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の5-B）」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線（117の3-A）」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名（119-A）」、「道路の通称名（119-B）」及び「道路の通称名（119-C）」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。」

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月5日提出

三島市長 豊岡 武士